

○宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例施行規則

平成10年3月31日

規則第29号

注 平成12年3月28日規則第18号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例（平成9年宝塚市条例第46号。以下「条例」という。）第4条第1項及び第2項、第9条第1項、第2項及び第3項並びに第14条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平12規則11・一部改正)

(青空駐車場等の届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置（変更）届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、正、副各1部を市長に提出して行わなければならない。ただし、青空駐車場又は洗車場に係る届出については、第1号から第3号まで及び第7号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 住民等協議報告書（様式第2号）

(2) 付近見取図

(3) 施設の構造及び配置図

(4) 最寄りの2以上の車線を有する道路から設置しようとする資材等置場までの搬入車両の運行経路図

(5) 作業工程表

(6) 付帯作業等の使用機械及び使用器具の一覧表

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更等による届出)

第3条 条例第4条第1項後段（条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める届出に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 青空駐車場、洗車場又は資材等置場（以下「青空駐車場等」という。）の敷地の面積

(2) 青空駐車場等の施設の構造

2 条例第4条第1項に規定する届出又は変更の届出に係る事項のうち、事業者の住所及

び氏名に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(一時的な使用に供される駐車場等)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める一時的な使用に供する場合は、6月未満の期間を限って設置される青空駐車場等とする。

(標識の設置)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める標識は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の標識は、青空駐車場等の設置工事に着手するまでの間（工事を要しない場合にあっては使用を開始するまでの間）、設置しなければならない。
- 3 事業者が第1項の規定による標識（以下「3号標識」という。）以外の標識を設置した場合で、市長が3号標識の設置に代わり得るものと認めるときは、3号標識の設置があったものとみなす。

(市民等との協議)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 青空駐車場等の敷地に隣接する土地又は建築物の所有者及び占有者
 - (2) 資材等置場の敷地の全部又は一部が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域内にある場合は、その敷地の近隣にある当該市街化調整区域内の住民組織
 - (3) 青空駐車場等の敷地から20メートルの範囲内にその敷地の全部又は一部が含まれる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長及び社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行う者
- 2 市長は、条例第4条第1項の規定による届出を行った事業者に対して、市長が必要があると認める公共施設の長、利害関係者等と協議するよう求めることができる。
- 3 条例第9条第3項の規定による報告に係る事項は、協議経過及び内容とする。

(立入調査証)

第7条 条例第12条の身分を示す証明書は、様式第4号のとおりとする。

(施行の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平12規則11・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年規則第１１号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年規則第３７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年規則第４０号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する帳票等は、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成１９年規則第６号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年規則第３１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成２９年法律第６３号）の施行の日（平成３１年４月３０日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙等については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和２年規則第５２号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

青空駐車場、洗車場及び資材等置場設置(変更)届出書

年 月 日

(あて先)宝塚市長

事業者 住所
 氏名 印
 電話
 担当者
 代理人 住所
 氏名 印
 電話
 担当者

宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例第4条第1項(第5条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

- ① 施設の種別：☐青空駐車場 ☐洗車場 ☐資材等置場
- ② 施設の所在地：(地番)
- ③ 面積：平方メートル 用途地域：
- ④ 施設管理者：住所
氏名 電話
- ⑤ 工事予定等 標識設置日：
着工予定日： 完了予定日：
- ⑥ 周囲現況：☐住宅が多い ☐住宅と非住宅が混在 ☐その他
公共施設：
- ⑦ 施設の概要
- ① 出入口に接する道路幅員 m
- ② 車路幅員 m
- ③ 塀、柵 有(高さ m、構造) ・ 無
- ④ 舗装 有(構造) ・ 無
- ⑤ 照明灯 有 ・ 無
- ⑥ 植樹帯 有(境界より m) ・ 無
- ⑦ その他設備 有() ・ 無

- 8 駐車場の使用形態：□月極貸 □時間貸 □無
対象者（ ）用)
- 9 出入車両
- ① 車種：ア普通車及び軽自動車 イ大型車 ウ特殊自動車（ ）
- ② 駐車台数： 台（うち大型車 台）
- ③ 1日の延台数： 台
- ④ 駐車方法：ア平置 イ機械式（ 段） ウその他（ ）
- 10 保管資材等
- ① 種類：ア資材 イ容器 ウ機械 エ器具 オ土砂 カその他
- ② 具体的内容：
- ③ 性質：ア可燃性 イ飛散性 ウ流出性 エ臭気性 オその他
- 11 作業内容等
- ① 有(ア積降 イ加工 ウ運搬 その他) ・ 無
- ② 使用機械・器具等：
- 12 使用時間等： 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
- 13 休業日
- 14 その他特記事項

- 備考 1 事業者又は届出代理者が法人である場合、氏名の欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名も記入すること。
- 2 届出者及び届出代理者が法人以外で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。
- 3 公共施設の欄には青空駐車場等の敷地から20mの範囲内にある、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、児童厚生施設(児童遊園、児童館等)、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、特別養護老人ホーム等を記入すること。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

(あて先)宝塚市長

住 民 等 協 議 報 告 書

次のとおり、住民等の協議は終了しました。

事業者住所
氏 名 印

1 設置施設 □青空駐車場 □洗車場 □資材等置場			
2 協議対象者(対象者の範囲を住宅地図等で示すこと。)との応答内容等			
協 議 対 象 者	協 議 年 月 日	主 張 又 は 意 見	応 答 内 容

(注) 報告者が法人以外で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

様式第3号(第5条関係)

90センチメートル

○○○○設置予定地

次のとおり施設を設置する予定なのでお知らせします

この計画について、お知りになりたい方は、下記の設置者又は連絡先まで御連絡下さい。

記

1 施設の種別

2 施設の所在地

3 施設の面積

4 設置者の住所・氏名

電 話

TEL

5 連絡先

施工者の住所・氏名

電 話

TEL

6 施工期間

年 月 日(着工予定)

年 月 日(完了予定)

7 使用開始日

年 月 日

8 事業概要

9 標識設置年月日

年 月 日

90センチメートル

(注) 1 ○○○○には、青空駐車場、洗車場又は資材等置場の別を記載すること。

2 事業概要の欄には、有料、無料の別を記載し、青空駐車場にあつては駐車車種及び駐車台数を、洗車場にあつては営業時間を、資材等置場にあつては、資材等の種類、内容、使用機械名及び使用時間を記載すること。

3 風雨等により、容易に破損又は倒壊しない材質及び構造により製作すること。

4 雨等により、文字が不鮮明にならないようにすること。

5 施設の工事に着手し、又は使用を開始するまでの間、標識の下端が地上1メートルの位置となるように設置すること。

様式第4号(第7条関係)

表

立 入 調 査 員 証	
第	
所属	
職名	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例第12条に規定する立入調査等を行うことができる市職員であることを証明する。	
年 月 日	
宝塚市長	
印	

裏

(立入調査等)

第11条 市長は、その条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に青空駐車場等の土地又は建物に立ち入り、当該土地又は建物において行われている行為の状況を調査させ、又は関係者に対し、必要な勧告若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書の携帯)

第12条 市長から第8条の規定に基づく権限を行使するよう命じられた職員又は前条第1項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときには、これを提示しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

（平15規則37・平17規則40・平19規則6・平31規則31・令2規則
52・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平17規則40・平31規則31・令2規則52・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第7条関係）